

品川区屋上緑化等助成要綱

制定	平成14年10月1日	区長決定	平成14年要綱第 82号
改正	平成21年3月25日	部長決定	平成21年要綱第 156号
改正	平成24年4月1日	部長決定	平成24年要綱第 156号
改正	平成27年2月3日	部長決定	平成27年要綱第 62号
改正	平成31年4月17日	部長決定	平成31年要綱第 219号

(目的)

第1条 この要綱は品川区みどりの条例（平成6年制定品川区条例第19号）第12条第2項の規定に基づき、屋上、壁面、ベランダ等の緑化を行う者に対し、その整備に係る費用の一部を助成することにより、都市緑化を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における各用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 屋上緑化 建築物の屋上の全部または一部に緑化区画を造成して、樹木等を植栽することをいう。
- (2) 壁面緑化 建築物の壁面の全部または一部に補助資材を設置するなどして、地被類等で緑化することをいう。
- (3) ベランダ緑化 建築物のベランダの全部または一部に緑化区画を造成して、樹木等を植栽することをいう。

(助成対象建築物)

第3条 この要綱において助成の対象となる建築物は、次の各号に定める要件を備えているものとする。

- (1) 品川区内の建築物であること。
- (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令等に適合するものであること。

(助成対象工事)

第4条 助成対象は、次の各号に定める経費で、緑化面積が1平方メートル以上のものとする。

- (1) 屋上、ベランダ緑化については、緑化に係る防根、灌水、排水施設等基盤整備に要した経費および土壌、樹木等の購入に要した経費ならびに植栽経費
- (2) 壁面緑化については、フェンス等補助資材の設置に要した経費および土壌、樹木等の購入に要した経費ならびに緑化経費
- (3) プランターにより屋上、壁面、ベランダ等の緑化をする場合には、1基の容積が100リットル以上のものについての資材の設置に要した経費および土壌、樹木等の購入に要した経費ならびに植栽経費

(助成対象者)

第5条 助成金の交付を受けることのできる者は、原則として前条に定める工事を新たに行う建築物の所有者とする。

2 前項の規定にかかわらず、国、地方公共団体または公社公団等の公共的団体は対象としない。

(助成額)

第6条 区長は、下表に定める単価により算定した額と助成対象となる工事に要した費用の2分の1の額とのいずれか小さい額以内を30万円を限度に助成することができる。ただし、品川区みどりの条例第12条および同条例施行規則第9条に基づく緑化工事については、基準を超えた部分のみを助成対象とする。

工 種		助成額
屋上、ベランダ緑化	プランター等	見積もり額の半額
	土厚15cm未満	10,000円 / m ²
	土厚15cm以上35cm未満	15,000円 / m ²
	土厚35cm以上	30,000円 / m ²
壁面緑化	フェンス等補助資材	15,000円 / m ²

2 助成額の算定にあたっては、緑化面積に1平方メートル未満の端数があるときは、これを四捨五入する。

3 算定した助成額に1000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする助成対象者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ屋上緑化等助成金交付申請書(第1号様式)により区長に申請しなければならない。

(交付決定)

第8条 区長は、前条により助成金の交付申請があったときはこれを審査し、助成金を交付することが適当と認められるときは助成を決定し、屋上緑化等助成金交付決定通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。

(計画変更)

第9条 申請者は、助成金の交付決定通知を受けた後、屋上緑化の計画を変更するときは、屋上緑化等助成金交付変更申請書(第3号様式)を提出しなければならない。

(計画変更承認)

第10条 区長は、前条による計画変更の申請があったときはこれを審査し、変更内容が適当と認められるときは、屋上緑化等助成金交付変更通知書(第4号様式)により申請者に通知するものとする。

(計画中止)

第11条 申請者は、助成金の交付決定通知を受けた後、屋上緑化等の計画を中止したときは、屋上緑化等計画中止届(第5号様式)を提出しなければならない。

(計画中止確認)

第12条 区長は、前条による屋上緑化等計画中止届が提出されたときはこれを確認し、屋上緑化等助成金交付決定取消通知書(第6号様式)により申請者に通知するものとする。

(完了実績報告書)

第13条 第8条による交付決定通知を受けた申請者は、工事完了後20日以内に屋上緑化等工事完了実績報告書(第7号様式)を提出しなければならない。

(請求)

第14条 助成金交付決定通知を受けた申請者は、屋上緑化等工事完了実績報告書と共に、請求書(第8号様式)により助成金の請求をするものとする。

(交付)

第15条 区長は、前条による請求があったときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(助成を受けた者の責務)

第16条 助成金の交付を受けた申請者は、積極的に緑化部分の保護、育成に努め適正な管理を行わなければならない。

(返還)

第17条 助成金の交付を受けた申請者は、工事完了後5年以内にこの要綱の目的に反する改修を行った場合、助成金の全額または一部を遅滞なく区に返還しなくてはならない。ただし、区長が特別な理由があると認めた場合にはこの限りでない。

(報告書の提出)

第18条 区長は、第1条に規定する目的を達成するために必要と認めたときは、助成事業について調査し、またはその助成金の交付を受けた申請者に報告を求めることができる。

(規則の適用)

第19条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付、返還などに関し必要な事項については品川区補助金等交付規則(昭和39年品川区規則第4号)を適用する。

(委任)

第20条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に防災まちづくり部長が定める。

付 則

この要綱は、平成14年10月1日から施行する。ただし、第7条に規定する交付申請は、平成14年10月1日から行うことができる。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月17日から施行する。